証券コード　3944
平成27年６月11日

株 主 各 位

大阪市中央区大手通三丁目１番12号
古林紙工株式会社
代表取締役会長兼社長　古　林　敬　碩

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席お差しつかえの節は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区大手通三丁目１番12号
当社本店会議室
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項
１．第85期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第85期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件
第５号議案　ストックオプション（新株予約権）を発行する件
第６号議案　取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.furubayashi-shiko.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策による下支えにより企業収益や雇用環境の改善が見られるなど緩やかな回復基調が続き、消費税増税による駆け込み需要の反動減が収束しつつあるも、中国の経済成長の減速感、円安による原材料やエネルギー価格の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、当社グループ一体でお客様の環境に則した事業活動を推進するとともに、「優秀な製品」「確実な納品」「適正な価格」の造り込みを進めてまいりました。

その結果、売上高は167億６千９百万円（対前期比1.7％減）、営業利益は４億５千９百万円（対前期比22.0％減）、経常利益は３億５千１百万円（対前期比23.7％減）、当期純利益１億３千７百万円（対前期比44.1％減）となりました。

部門別の営業の概況は、次のとおりであります。

＜印刷紙器部門＞

当部門は当社グループの主力部門で、菓子、食品、石鹸洗剤、日用雑貨品等の消費財用カートンが含まれておりますが、当期の売上高は154億９千７百万円となりました。これは、前期比1.1％減であります。

＜プラスチック包材部門＞

当部門には、複合成型容器およびフィルム包材が含まれておりますが、その売上高は11億６千６百万円となりました。これは、前期比9.8％減であります。

＜その他の部門＞

当部門には、内容物を自動包装する包装システム機械およびその他の諸売上が含まれておりますが、その売上高は１億６百万円であります。

(2) 資金調達等についての状況

①　資金調達

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達はありません。

②　設備投資

当連結会計年度中の設備投資は５億円余で、その主なものは、当社戸塚工場の紙器製造設備等であります。

(3) 直前三事業年度の財産および損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第 82 期 平成23. 4. 1～ 平成24. 3. 31	第 83 期 平成24. 4. 1～ 平成25. 3. 31	第 84 期 平成25. 4. 1～ 平成26. 3. 31	第 85 期 平成26. 4. 1～ 平成27. 3. 31
売　上　高	15,185,384	15,958,573	17,051,329	16,768,782
当期純利益	1,324	198,031	245,756	137,390
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	△0円36銭	13円15銭	16円61銭	10円19銭
総　資　産	14,497,794	15,139,817	15,849,255	17,610,778
純　資　産	4,669,218	5,379,528	6,471,893	7,845,533

（注）　1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

①　技術開発力の強化

板紙紙器の製造設備や加工方法に関する当社固有技術ならびに開発力、海外での技術情報、樹脂と板紙の融合技術、包装機械の設計・開発力を駆使し、ニーズに即応した新製品および競合他社と差別化した高品質かつ高機能、低コストの製品をすばやく提供してまいります。

②　営業体制の強化

お客様のニーズを的確に把握するため、営業組織体制をお客様の市場別に編成しております。さらに、個々の営業部員のスキルアップ、セールスエンジニア化への取り組みを進めてまいります。これをサポートするべく、ＩＴを活用してお客様ごとまたは製品ごとのご要望をデータベース化し、その後方支援部隊との連携をとり、迅速かつ適切な対応を徹底します。

③　戦略分野の開拓

板紙紙器や紙器と容器との複合パッケージにおけるニッチ分野への特化を進め、当社の強みに合致した成長の基盤を拡充してまいります。

④　生産能力の拡大

生産面での瞬発力を高めるべく、相互扶助的な協力先のネットワークを拡充して、供給能力の強化を図ってまいります。

⑤　コーポレート・ガバナンス体制の強化

コーポレート・ガバナンス体制を強化し、常に効率的で健全な経営を行い、顧客や株主のみなさまはもとより社会全体から高い信頼性を得るよう取り組んでまいりました。また、独立性の高い社外監査役２名を独立役員として選任しており、経営に対する監視機能の強化を図っております。

社内管理体制においても、コンプライアンス委員会、内部監査室を設置し、内部統制機能・監査機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに業務執行の明確化を目的として執行役員制度を導入しております。また、取締役の任期を１年と定め株主のみなさまからの信任を得られるよう努めております。

(5) 主要な事業内容

印刷紙器	商品包装用紙器、贈答用進物函等の製造、販売
プラスチック包材	樹脂フィルム・金属箔等を素材とする包材、合成樹脂等による複合成型容器の製造、販売
その他	包装システム機械の輸出入ならびに製造、販売

(6) 主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

①　当社の主要な事業所

イ　本社　　大阪市

ロ　営業所　　東京（東京都中央区）、大阪（大阪市）、和歌山（和歌山市）、名古屋（愛知県犬山市）

ハ　工場　　戸塚（横浜市）、藤井寺（大阪府藤井寺市）、滝野（兵庫県加東市）、和歌山（和歌山市）

②　子会社

複合工業株式会社（愛知県犬山市）、ライニングコンテナー株式会社（茨城県猿島郡）、上海古林国際印務有限公司（中国上海市）、古林紙工（上海）有限公司（中国上海市）、古林包装材料製造（上海）有限公司（中国上海市）、台湾古林股份有限公司（台湾新北市）

③　使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
642名	32名減

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
複合工業株式会社	千円 75,000	% 100.0	印刷、加工紙の製造・販売
ライニングコンテナー株式会社	千円 300,000	100.0	合成樹脂製品関連の製造・販売
台湾古林股份有限公司	千台湾ドル 20,000	80.0	印刷紙器関連の製造・販売
上海古林国際印務有限公司	千人民元 58,050	60.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林紙工（上海）有限公司	千人民元 76,873	70.0	印刷紙器関連の製造・販売
古林包装材料製造(上海)有限公司	千人民元 2,070	100.0	印刷紙器関連の製造・販売

(8) 主要な借入先

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,308,368
株式会社みずほ銀行	1,145,000
株式会社りそな銀行	740,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　60,000,000株

(2) 発行済株式の総数　17,768,203株

(3) 株主数　1,520名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
古林昭子	706	5.99
古林敬碩	671	5.69
明治安田生命保険相互会社	600	5.09
古林楯夫	500	4.24
レンゴー株式会社	420	3.56
古林株式会社	366	3.10
小畠裕子	299	2.53
丸三証券株式会社	257	2.18
日本紙通商株式会社	209	1.77
古林紙工社員持株会	206	1.75

（注）持株比率は自己株式（5,972,050株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1)　取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長 社長執行役員	古　林　敬　碩	複合工業株式会社代表取締役会長 ライニングコンテナー株式会社代表取締役会長 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司名誉董事長
取締役 常務執行役員	古　林　雅　敬	営業本部長 兼 開発本部長 兼 ＭＤ部長 兼 設計計画部長
取締役 常務執行役員	宮　崎　明　雄	統括管理本部長 経理・総務・情報システム担当
取締役 執行役員	宮　崎　正　之	購買本部長
取締役 執行役員	桑　田　哲　夫	生産本部長 兼 滝野工場長
取締役	古　林　能　敬	内部監査担当
監査役（常勤）	松　本　安　生	
監査役	土堤内　清　嗣	アーバンライフ株式会社　社外監査役
監査役	吉　村　　勲	公認会計士 大阪有機化学工業株式会社　社外監査役

（注）１．監査役 土堤内清嗣および監査役 吉村勲の両氏は、社外監査役であります。
２．監査役 土堤内清嗣および監査役 吉村勲の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役　土堤内清嗣氏は株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）に長年勤務し、金融機関で培われた専門知識と会社役員としての経験を有されております。
監査役　吉村勲氏は公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有されております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役	9名	106,913千円
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	9,660千円 （5,400千円）
合　　計	12名	116,573千円

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のほか、平成25年６月27日開催の第83回定時株主総会における役員退職慰労金打切り支給決議に基づき、当事業年度に退任した取締役３名に対し、退職慰労金24,588千円を支給しております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主 な 活 動 状 況
監　査　役	土堤内清嗣	当事業年度に開催された14回の取締役会のうち13回に出席し、７回の監査役会すべてに出席し、発言は都度行われ、主として当社の日常業務遂行面にかかる指摘等、適切な意見表明がありました。
監　査　役	吉村　勲	当事業年度に開催された14回の取締役会すべてに出席し、７回の監査役会すべてに出席し、発言は都度行われ、長年に亘り公認会計士業務を担ってきた専門的見地から、主として当社の財務および会計に関する指摘等、適切な意見表明がありました。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったこともありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年６月26日開催予定の第85回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

５．会計監査人に関する事項

(1)　名称　　ネクサス監査法人

(2)　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,750千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,750千円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制につきましては、平成20年５月16日開催の当社取締役会において、平成19年６月28日開催の当社取締役会において決定した基本方針を以下のとおり改定しております。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、企業行動憲章、行動基準等を定め、取締役および使用人に配布の上研修会等を実施し、周知徹底することにより、コンプライアンスの知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成する。

②取締役会の下にコンプライアンス委員会を置き、代表取締役社長を委員長とする。また、その実行を図るため、事務局を設置し、総務部長をその責任者とする。

③古林紙工グループにおける法令上疑義のある行為について、使用人が直接通報する窓口を設置し運用する。

④反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の重要な意思決定または取締役に対する重要な報告に関しては、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3)損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①取締役会の下に、損失の危険を管理する為の委員会としてＩＳＯ（品質・環境）実施委員会やＪ－ＳＯＸ推進委員会等を置き、代表取締役社長を委員長とする。

②各委員会にて、全社的な観点から損失の危険を管理するためコンプライアンス・マニュアルをはじめとした文書等を制定し、運用を行う。

③各事業部門は、それぞれの部門に関する損失の危険を管理する。各事業部門の責任者は、定期的にその管理の状況を執行役員会や各委員会に報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については、事前に執行役員以上をもって構成される経営戦略会議において議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。

②事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会規定等を見直し、取締役の役割分担を明確にしていく。

③取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規定等においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定めるものとする。

(5)会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①企業集団全体としては、企業行動憲章、行動基準を含めたコンプライアンス・マニュアルは、当社およびグループ全体を対象として作成されており、これに従いグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

②当社においては業務の適正を確保するべく、品質マネジメントシステム監査、環境マネジメントシステム監査および会社法上要請される内部統制の有効性に関する監査の連携を保つ。

③グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じてコンプライアンス委員会で審査する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役を補助する使用人として、監査役室に必要な人員を配置する。

②前号の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他関係部署の意見も考慮して決定する。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役室の使用人の人事異動、懲戒等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

②前項の使用人の人事評価については、常勤監査役が行うものとする。

(8)取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

②取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人の違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。

②代表取締役との定期的な意見交換を行い、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年６月27日開催の第84回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現行プラン」といいます。）を更新しておりますが、その有効期限は、平成29年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期的な経営改善の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでおります。以下に掲げる取組みは、基本方針の実現に資するものと考えます。

企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み

(1)当社の経営の基本方針

当社は「私たちは、包装を通じて社会に奉仕します。優秀な製品・確実な納品・適正な価格」の社是の下で、各界を代表するお客様にご愛顧を賜りながら創業の昭和９年から今日まで発展し続けています。洗剤、菓子、食品、日用品といった生活物資について、店頭での顔となるパッケージの製造・販売を主力事業としています。包装業界の中では初めて印刷・打抜・貼りの一貫加工を開始し、昭和30年代には、日本初の自動打抜機の導入に続き、印刷と打抜を１台で加工できるグラビア輪転印刷打抜機「ボブストチャンプレン」を導入し、紙器分野で規格大量生産の礎を築きました。板紙紙器の先進地域であるヨーロッパを中心に、今日も継続して、先進的な技術情報の取得と活用につとめております。この外にも、日本初の革新的な各種設備機器の開発・導入により、特殊印刷業界という全く新しい業界分野を開拓してまいりました。容器の業界におきましても、PET樹脂の食品容器への活用をはじめ、今日も、素材およびその用途開発における開拓者として事業を展開しております。

海外展開に関しましては昭和63年の台湾を皮切りに、平成４年以降、上海に３社を展開しております。洗剤カートン、薬品カートン、牛乳カートン等の受注・製造を中心に、経済発展目覚しいアジア地域で事業を展開しております。国内では、大阪、横浜、兵庫の主力３工場におきまして、平成８年から11年の間に、各工場でＴＰＭ（日本プラントメンテナンス協会が提唱する改善活動で〝災害ゼロ・不良ゼロ・故障ゼロ〟などあらゆるロスを未然防止する仕組み）に取組み優秀賞を受賞しております。これはバブル崩壊以降低迷してきた国内市場にコストダウンで打克つ行動変革に取組んだ所産です。同じく平成11年にはＩＳＯ９００１を認証取得し、その後も継続して、お客様満足の最大化に向けた経営の仕組みづくりとその改善に取組んでおります。また、環境問題に関しましても、当社が使用する主原料は古紙をリサイクルした白板紙である上に、加工設備の改造または新規導入時にはCO_2排出量の削減を考慮した環境対応を進めており、平成16年にはＩＳＯ１４００１を認証取得いたしました。これは、社内で発生する環境負荷のみならず、当社が提供する商品自体が持つ環境負荷の低減に関しましても、環境対応型パッケージとして紙器構造の省資源化提案等を通じて取組んできた活動の結果です。

昭和37年に大阪証券取引所市場第２部に上場し、その７年後、当社は前述の社是を制定しました。これを実践するべくお客様のニーズを汲み取り何処にも出来ないようなものを開発し、お約束したことは必ず守るという信念で事業活動に取組んでおります。単に利益を求めるのみではなく、「包装を通じて社会に奉仕する」ことを愚直に追い求め、先進的な取組みにより包装分野を開拓し続け消費文化に貢献する事業会社として今後も邁進してまいります。（平成25年７月16日の現物市場統合により、東京証券取引所市場第２部に移行しております。）

(2) 中長期的な企業価値向上のための取組み

ア．技術開発力の強化

板紙紙器の製造設備や加工方法に関する当社固有技術ならびに開発力、海外での技術情報、樹脂と板紙の融合技術、包装機械の設計・開発力を駆使し、ニーズに即応した新製品および競合他社と差別化した高品質かつ高機能、低コストの製品をすばやく提供してまいります。

イ．営業体制の強化

お客様のニーズを的確に把握するため、営業組織体制をお客様の市場別に編成しております。さらに、個々の営業部員のスキルアップ、セールスエンジニア化への取組みを進めてまいります。これをサポートするべく、ＩＴを活用してお客様ごとまたは製品ごとのご要望をデータベース化し、その後方支援部隊との連携をとり、迅速かつ適切な対応を徹底します。

ウ．戦略分野の開拓

板紙紙器や紙器と容器との複合パッケージにおけるニッチ分野への特化を進め、当社の強みに合致した成長の基盤を拡充してまいります。

エ．生産能力の拡大

生産面での瞬発力を高めるべく、相互扶助的な協力先のネットワークを拡充して、供給能力の強化を図ってまいります。

オ．コーポレート・ガバナンス体制の強化

コーポレート・ガバナンス体制を強化し、常に効率的で健全な経営を行い、顧客や株主のみなさまはもとより社会全体から高い信頼性を得るよう取り組んでまいりました。また、独立性の高い社外監査役２名を独立役員に選任しており、経営に対する監視機能の強化を図っております。

社内管理体制においても、コンプライアンス委員会、内部監査室を設置し、内部統制機能・監査機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに業務執行の明確化を目的として執行役員制度を導入しております。また、取締役の任期を１年と定め株主のみなさまからの信任を得られるようつとめております。

Ⅲ．本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記Ⅰ．の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しています。また、平成20年６月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2)株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみなさまのご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3)株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

(4)独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を１年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,513,732**	**流動負債**	**7,448,807**
現金及び預金	1,374,035	支払手形及び買掛金	3,544,825
受取手形及び売掛金	4,553,001	短期借入金	1,510,000
たな卸資産	1,403,522	一年内返済予定長期借入金	913,368
繰延税金資産	40,395	一年内償還社債	400,000
その他	146,346	リース債務	21,165
貸倒引当金	△3,567	未払法人税等	58,489
固定資産	**10,096,558**	未払金	690,573
有形固定資産	**5,325,767**	賞与引当金	100,339
建物及び構築物	975,851	その他	210,047
機械装置及び運搬具	2,449,029	**固定負債**	**2,316,439**
土地	1,688,808	長期借入金	1,680,000
リース資産	42,842	リース債務	43,577
建設仮勘定	68,805	繰延税金負債	434,169
その他	100,431	退職給付に係る負債	97,960
無形固定資産	**108,577**	資産除去債務	2,731
投資その他の資産	**4,662,214**	その他	58,003
投資有価証券	4,120,215	**負債合計**	**9,765,246**
退職給付に係る資産	174,499	（純資産の部）	
その他	393,815	**株主資本**	**4,019,554**
貸倒引当金	△26,315	資本金	2,151,240
繰延資産	**488**	資本剰余金	1,382,704
社債発行費	488	利益剰余金	1,280,085
		自己株式	△794,474
		その他の包括利益累計額	**2,632,217**
		その他有価証券評価差額金	1,576,570
		為替換算調整勘定	715,253
		退職給付に係る調整累計額	340,395
		少数株主持分	**1,193,761**
		純資産合計	**7,845,533**
資産合計	**17,610,778**	**負債・純資産合計**	**17,610,778**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	金額
売上高		**16,768,782**
売上原価		**14,024,285**
売上総利益		**2,744,497**
販売費及び一般管理費		**2,285,233**
営業利益		**459,264**
営業外収益		
受取利息	16,704	
受取配当金	51,874	
その他	67,357	135,935
営業外費用		
支払利息	56,558	
為替差損	26,027	
その他	162,080	244,665
経常利益		**350,535**
税金等調整前当期純利益		**350,535**
法人税、住民税及び事業税	144,654	
法人税等調整額	42,088	186,742
少数株主損益調整前当期純利益		**163,793**
少数株主利益		26,402
当期純利益		**137,390**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,151,240	1,382,704	1,226,686	△388,167	4,372,463
会計方針の変更による累積的影響額			△11,972		△11,972
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	2,151,240	1,382,704	1,214,714	△388,167	4,360,491
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△65,625		△65,625
従業員奨励及び福利基金			△6,395		△6,395
当期純利益			137,390		137,390
自己株式の取得				△406,307	△406,307
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	65,371	△406,307	△340,936
当連結会計年度末残高	2,151,240	1,382,704	1,280,085	△794,474	4,019,554

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	494,779	476,215	52,446	1,023,440	1,075,990	6,471,893
会計方針の変更による累積的影響額						△11,972
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	494,779	476,215	52,446	1,023,440	1,075,990	6,459,921
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△65,625
従業員奨励及び福利基金						△6,395
当期純利益						137,390
自己株式の取得						△406,307
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,081,790	239,038	287,949	1,608,777	117,771	1,726,548
当連結会計年度変動額合計	1,081,790	239,038	287,949	1,608,777	117,771	1,385,612
当連結会計年度末残高	1,576,570	715,253	340,395	2,632,217	1,193,761	7,845,533

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　６社

・連結子会社の名称　複合工業株式会社、ライニングコンテナー株式会社、台湾古林股份有限公司、上海古林国際印務有限公司、古林紙工（上海）有限公司、古林包装材料製造（上海）有限公司

② 非連結子会社の状況　該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

・会社等の名称　金剛運送株式会社

・持分法を適用しない理由　関連会社金剛運送株式会社は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　主として移動平均法による原価法

ロ たな卸資産の評価基準および評価方法

・製品　主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・商品、材料、仕掛品、貯蔵品　主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）　主として定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。

ハ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な繰延資産の処理方法

社債発行費	社債の償還までの期間にわたり均等償却を実施しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ　賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産、負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
ハ　ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
ニ　ヘッジ有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ　退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
ロ　消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
ハ　連結納税制度	連結納税制度を採用しております。

(4) 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.1％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が63,189千円減少し、当連結会計年度の費用に計上した法人税等調整額が45,964千円、その他有価証券評価差額金が89,771千円、退職給付に係る調整累計額が19,382千円それぞれ増加しております。

２．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が18,727千円増加し、利益剰余金が11,972千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益の影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額は1円02銭減少しており、１株当たり当期純利益の影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	1,571,463千円
土地	1,042,479千円
建物及び構築物	479,631千円
機械装置及び運搬具	1,153,587千円
その他	8,218千円
計	4,255,378千円

② 担保に係る債務

短期借入金	850,000千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	2,283,368千円
計	3,133,368千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　18,236,518千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式　　17,768,203株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	36,129	2.50	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月13日取締役会	普通株式	29,496	2.50	平成26年9月30日	平成26年12月19日
計		65,625			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	29,490	利益剰余金	2.50	平成27年3月31日	平成27年6月29日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、長期資金を取締役会で承認された設備投資計画を基に、銀行借入や社債発行で調達しております。また、短期資金については、運転資金の必要に応じ銀行借入等で調達しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが５ヶ月以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計処理基準に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の基本方針として、投機を目的としたデリバティブ取引を行わない方針であり、金利スワップ取引については借入金の支払利息を固定化するため金利ヘッジを行うものであります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,374,035	1,374,035	―
(2) 受取手形及び売掛金	4,553,001	4,553,001	―
(3) 投資有価証券	4,059,480	4,059,480	―
資産計	9,986,516	9,986,516	―
(1) 支払手形及び買掛金	3,544,825	3,544,825	―
(2) 短期借入金	1,510,000	1,510,000	―
(3) 未払法人税等	58,489	58,489	―
(4) 未払金	690,573	690,573	―
(5) 一年内償還社債	400,000	399,154	△846
(6) 長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	2,593,368	2,605,313	11,945
負債計	8,797,256	8,808,355	11,099
デリバティブ取引(*1)	―	―	―

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は主に取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 一年内償還社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	51,535
関係会社株式	9,200

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,374,035	－	－	－
受取手形及び売掛金	4,553,001	－	－	－
合計	5,927,036	－	－	－

４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金（１年内に返済予定のものを除く。）	700,000	545,000	340,000	95,000

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　563円89銭

(2) １株当たり当期純利益　10円19銭

（注）連結損益計算書に計上の当期純利益には、普通株主に帰属しないものが含まれております。

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,776,475**	**流動負債**	**6,555,479**
現金・預金	351,617	支払手形	144,305
受取手形	248,730	買掛金	2,788,081
売掛金	3,165,951	短期借入金	1,510,000
製品・商品	398,804	一年内返済予定長期借入金	913,368
材料・貯蔵品	19,182	一年内償還社債	400,000
仕掛品	88,451	リース債務	21,165
繰延税金資産	22,412	未払金	503,197
その他	482,481	未払費用	56,084
貸倒引当金	△1,153	未払法人税等	37,000
固定資産	**9,843,761**	賞与引当金	91,000
有形固定資産	**3,541,443**	その他	91,279
建物	567,793	**固定負債**	**2,539,160**
構築物	25,038	長期借入金	1,680,000
機械装置	1,279,558	リース債務	43,577
車両運搬具	889	繰延税金負債	427,218
工具器具備品	46,070	退職給付引当金	327,632
土地	1,574,953	資産除去債務	2,731
リース資産	42,842	その他	58,003
建設仮勘定	4,300	**負債合計**	**9,094,639**
無形固定資産	**19,322**	（純資産の部）	
投資その他の資産	**6,282,996**	**株主資本**	**3,949,516**
投資有価証券	4,111,015	**資本金**	**2,151,240**
関係会社株式	506,971	**資本剰余金**	**1,382,704**
関係会社出資金	1,348,675	資本準備金	380,994
その他	317,495	その他資本剰余金	1,001,710
貸倒引当金	△1,160	その他資本剰余金	1,000,000
繰延資産	**488**	自己株式処分差益	1,710
社債発行費	488	**利益剰余金**	**1,210,046**
		利益準備金	244,661
		その他利益剰余金	965,385
		繰越利益剰余金	965,385
		自己株式	**△794,474**
		評価・換算差額等	**1,576,570**
		その他有価証券評価差額金	1,576,570
資産合計	**14,620,724**	**純資産合計**	**5,526,085**
		負債・純資産合計	**14,620,724**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	金　　額
売　上　高		12,279,174
売　上　原　価		10,739,983
売　上　総　利　益		1,539,192
販売費及び一般管理費		1,417,410
営　業　利　益		121,782
営業外収益		
受取利息・配当金	197,751	
その他	49,608	247,359
営業外費用		
支払利息	56,871	
その他	84,485	141,356
経　常　利　益		227,785
税引前当期純利益		227,785
法人税、住民税及び事業税	50,493	
法人税等調整額	44,322	94,815
当　期　純　利　益		132,970

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			その他資本剰余金	自己株式処分差益					
当期首残高	2,151,240	380,994	1,000,000	1,710	1,382,704	244,661	910,012	1,154,673	△388,167	4,300,450
会計方針の変更による累積的影響額							△11,972	△11,972		△11,972
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,151,240	380,994	1,000,000	1,710	1,382,704	244,661	898,040	1,142,701	△388,167	4,288,478
当期変動額										
剰余金の配当							△65,625	△65,625		△65,625
当期純利益							132,970	132,970		132,970
自己株式の取得									△406,307	△406,307
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	67,345	67,345	△406,307	△338,962
当期末残高	2,151,240	380,994	1,000,000	1,710	1,382,704	244,661	965,385	1,210,046	△794,474	3,949,516

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494,779	494,779	4,795,230
会計方針の変更による累積的影響額			△11,972
会計方針の変更を反映した当期首残高	494,779	494,779	4,783,257
当期変動額			
剰余金の配当			△65,625
当期純利益			132,970
自己株式の取得			△406,307
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,081,790	1,081,790	1,081,790
当期変動額合計	1,081,790	1,081,790	742,828
当期末残高	1,576,570	1,576,570	5,526,085

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

・製品　売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・商品、材料・貯蔵品、仕掛品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。ただし、滝野工場ならびに平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費　社債の償還までの期間にわたり均等償却を実施しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
③ ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
② 連結納税制度の適用	連結納税制度を採用しております。

(7) 追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.1%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が48,035千円減少し、当事業年度の費用に計上した法人税等調整額が41,735千円、その他有価証券評価差額金が89,771千円それぞれ増加しております。

２．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当事業年度より適用し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が18,727千円増加し、利益剰余金が11,972千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益の影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額は1円01銭減少しており、１株当たり当期純利益金額の影響は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	1,571,463千円
土地	1,042,479千円
建物	455,050千円
構築物	24,581千円
機械装置	1,153,587千円
工具器具備品	8,218千円
計	4,255,378千円

② 担保に係る債務

短期借入金	850,000千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	2,283,368千円
計	3,133,368千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　11,321,757千円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

① 短期金銭債権　468,192千円

② 短期金銭債務　317,594千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	仕入高等	3,058,895千円
営業取引以外の取引高		55,752千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,316,547	2,655,503	－	5,972,050

（注）自己株式の増加2,655,503株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得2,652,000株および単元未満株式の買取3,503株による増加であります。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	105,872千円
退職給付引当金（信託）	127,171千円
繰越欠損金	182千円
その他	236,573千円
小計	469,798千円
評価性引当額	△77,474千円
合計	392,324千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△749,097千円
その他	△48,032千円
合計	△797,130千円
繰延税金負債の純額	△404,806千円

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有する会社	(注)1 古林株式会社	被所有2%	事務所の賃借	賃借料	15,809	差入保証金	47,375

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1. 当社代表取締役古林敬碩およびその近親者が100%を直接所有しております。

2. 事務所の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて賃借料を決定しております。

3. 古林株式会社との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。

4. 取引金額は消費税等抜きの金額であります。

(2) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	複合工業株式会社	直接所有100%	資金の貸付	資金の貸付	335,833	短期貸付金	9,467
子会社	ライニングコンテナー株式会社	直接所有100%	資金の貸付	資金の貸付	1,225,000	短期貸付金	182,003

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1. 複合工業株式会社およびライニングコンテナー株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額は消費税等抜きの金額であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	468円47銭
(2) １株当たり当期純利益	10円34銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

古林紙工株式会社
　取締役会　御中

ネクサス監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	藤井栄喜	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	原田充啓	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	髙谷和光	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、古林紙工株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

古林紙工株式会社
　取締役会　御中

ネクサス監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤　井　栄　喜　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　原　田　充　啓　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　髙　谷　和　光　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、古林紙工株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次の通り報告致します。

１．監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

古林紙工株式会社　監査役会

監査役（常勤）　松　本　安　生　㊞

監査役　土堤内　清　嗣　㊞

監査役　吉　村　　勲　㊞

（注）監査役土堤内清嗣、吉村勲は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、利益配分につきましては経営環境や業績動向を勘案し、安定的にかつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

第85期の期末配当につきましては、当該基本方針に基づき、財務状況や今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金２円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は29,490,383円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

現任取締役６名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役として取締役２名を増員することとし、取締役８名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	ふるばやし たかひろ 古林 敬碩 (昭和17年９月26日生)	昭和41年３月　当社入社 昭和57年７月　当社取締役 昭和61年７月　当社常務取締役 平成６年６月　当社専務取締役 平成12年６月　当社取締役副社長 平成18年４月　当社代表取締役社長 平成24年６月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 平成26年６月　当社社長執行役員 現在に至る ［重要な兼職の状況］ 複合工業株式会社代表取締役会長 ライニングコンテナー株式会社代表取締役会長 台湾古林股份有限公司董事長 上海古林国際印務有限公司董事長 古林紙工（上海）有限公司董事長 古林包装材料製造（上海）有限公司名誉董事長	671,000株
2	ふるばやし まさたか 古林 雅敬 (昭和52年２月４日生)	平成11年４月　当社入社 平成21年３月　当社開発本部長兼MD部長（現任） 平成21年６月　当社取締役 平成23年４月　当社設計計画部長（現任） 平成24年４月　当社第２営業本部長兼技術部長 平成25年11月　当社常務取締役 営業本部長 平成26年６月　当社取締役 常務執行役員 営業本部長 現在に至る	101,200株
3	みやざき はるお 宮崎 明雄 (昭和22年３月３日生)	昭和45年２月　当社入社 平成19年６月　当社執行役員経理部長 平成22年６月　当社取締役 国内ｸﾞﾙｰﾌﾟ統括経理部長 平成26年４月　当社統括管理本部長 経理・総務・情報ｼｽﾃﾑ担当（現任） 平成26年６月　当社取締役 常務執行役員 現在に至る	26,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	宮崎 正之（みやざき まさゆき） (昭和32年７月27日生)	昭和56年４月　当社入社 平成21年３月　当社購買部長 平成23年６月　当社取締役（現任） 平成24年４月　当社生産本部長 平成26年４月　当社購買本部長（現任） 平成26年６月　当社執行役員 現在に至る	18,000株
5	桑田 哲夫（くわた てつお） (昭和33年９月12日生)	平成２年９月　当社入社 平成21年３月　当社経理部次長 平成24年４月　当社滝野工場長（現任） 平成26年４月　当社生産本部長（現任） 平成26年６月　当社取締役執行役員 現在に至る	16,000株
6	古林 能敬（ふるばやし よしたか） (昭和53年６月21日生)	平成22年12月　弁護士登録 平成23年１月　大船法律事務所（現 弁護士法人プロフェッション）入所 平成26年６月　当社取締役内部監査担当 現在に至る	78,000株
7	土堤内 清嗣（どてうち きよつぐ） (昭和24年10月18日生)	昭和48年４月　（株）三和銀行（現（株）三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成10年５月　同行　東京営業本部　第二部長 平成14年１月　ＵＦＪスタッフサービス（株）（現　三菱ＵＦＪスタッフサービス（株））代表取締役 平成16年４月　（株）ソフト９９コーポレーション　入社 管理本部長兼人事企画室長 平成16年６月　同社　取締役 管理本部長兼人事企画室長 平成17年６月　同社　常務取締役 マーケティング本部長兼管理本部長兼人事企画室長 平成20年４月　同社　専務取締役 平成22年６月　同社　退任 平成23年６月　当社社外監査役 現在に至る ［重要な兼職の状況］ アーバンライフ株式会社　社外監査役	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
8	中西 克誠（なかにし よしまさ） (昭和17年９月29日生)	昭和43年４月　浦賀重工業（株）（現 住友重機械工業（株））入社 平成９年４月　（株）サノヤス・ヒシノ明昌（現 サノヤスホールディングス（株））入社 平成９年６月　同社　取締役 平成11年４月　同社　常務取締役 平成12年４月　同社　代表取締役　専務 平成15年６月　同社　代表取締役　副社長 平成19年６月　同社　特別顧問 平成20年６月　同社　退任 現在に至る	0株

（注）
1. 土堤内 清嗣氏と中西 克誠氏は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 土堤内 清嗣氏と中西 克誠氏は、社外取締役候補者であります。土堤内 清嗣氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。同氏は本総会終結の時をもって当社監査役を任期満了により退任する予定です。
4. 土堤内 清嗣氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関で培われた専門知識と会社役員としての経験を活かしていただけるものと判断したためであります。
5. 中西克誠氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる会社役員としての経験を活かしていただけるものと判断したためであります。
6. 当社は土堤内 清嗣氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、中西 克誠氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は土堤内 清嗣氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として同取引所に届け出ております。また、土堤内 清嗣氏と中西 克誠氏の両氏の選任が承認可決された場合、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
8. 土堤内 清嗣氏と中西 克誠氏の両氏は、会社法施行規則に定める当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去５年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったことはありません。なお両氏は、当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産を受けていたことおよび、受ける予定もなく、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

第３号議案　監査役３名選任の件

現任監査役３名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	佐々木 啓之（ささき ひろゆき） （昭和30年２月17日生）	昭和55年３月　当社入社 平成21年３月　当社当社商品開発部長 平成21年４月　当社執行役員 平成23年４月　当社開発部長 平成24年６月　ライニングコンテナー（株） 取締役社長 平成26年４月　同社退任 平成27年２月　当社開発部 現在に至る	3,000株
2	吉村 勲（よしむら いさお） （昭和19年３月６日生）	昭和48年９月　公認会計士開業登録 昭和57年２月　吉村勲公認会計士事務所開設（現） 平成10年11月　ネクサス監査法人設立・代表社員 平成18年７月　ネクサス監査法人退社 平成23年６月　当社社外監査役 現在に至る ［重要な兼職の状況］ 大阪有機化学工業株式会社　社外監査役	0株
3	鈴木 節男（すずき せつお） （昭和42年５月５日生）	平成13年10月　弁護士登録 久保井総合法律事務所入所 平成26年４月　あかり法律事務所入所 現在に至る	0株

（注）1. 佐々木 啓之氏と鈴木 節男氏は、新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 吉村 勲氏は現在当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年になります。

4. 吉村 勲氏と鈴木 節男氏は、社外監査役候補者であります。

5. 吉村 勲氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

6. 鈴木 節男氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は吉村 勲氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、鈴木 節男氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、現在、吉村 勲氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として同取引所に届け出ております。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	かわ　もと　ひろ　あき 川　本　博　章 (昭和28年６月１日生)	昭和52年３月　当社入社 平成10年３月　当社営業本部営業第３部　課長 平成25年11月　当社嘱託 現在に至る	1,832株
2	よし　だ　ゆき　かず 吉　田　之　計 (昭和29年５月15日生)	平成元年４月　弁護士登録　久保井総合法律事務所入所 平成５年４月　吉田之計法律事務所開設（現） 平成15年６月　当社監査役 平成23年６月　当社監査役退任 現在に至る	0株

（注）　1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 吉田 之計氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 吉田 之計氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識・経験等を、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 吉田 之計氏が社外監査役に就任された場合は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任をその職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定められた最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　ストックオプション（新株予約権）を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員等従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、および新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、平成25年６月27日開催の当社第83回定時株主総会において、報酬額を年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認頂いておりますが、本株主総会の開催日から１年以内に限り、当該報酬枠の内枠にて新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は６名（社外取締役はおりません。）でありますが、本株主総会における第２号議案が原案どおり可決されますと取締役は８名（社外取締役２名を含みます。）となります。

記

１．有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する事が必要な理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員等従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ること。

２．新株予約権の総数および上限

338個を上限とする。

このうち、当社の取締役（社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は180個を、執行役員等従業員に対しては158個を本株主総会の開催日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお上記上限数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

３．新株予約権を行使することができる期間

平成29年７月18日から平成32年７月17日まで

４．新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05 を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、１円未満の端数を切り上げる。

ⅰ　当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ　当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。 また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

ⅲ　当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1)　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8．新株予約権の取得条項

(1)　以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳまたはⅴのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ⅱ 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

ⅲ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

ⅳ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ⅴ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2)　新株予約権者が、下記11.(1) に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9．合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
ⅰ 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
ⅱ 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
(8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
(9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および執行役員等従業員の地位にあることを要するものとする。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以 上

第６号議案　取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与する件

１．株式報酬型ストックオプションを付与する目的

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月27日開催の当社第83回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいて今日に至っております。

今般、役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、上記取締役報酬額の範囲内で、取締役に対していわゆる株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる旨をご承認いただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は６名（社外取締役はおりません。）でありますが、本株主総会における第２号議案が原案どおり可決されますと取締役は８名（社外取締役２名を含みます。）となります。また、各取締役への新株予約権発行時期および配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役に報酬として発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

２．新株予約権の内容

(1)新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）

(2)新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は1,000 株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付

与株式数の調整を行うことができるものといたします。

(3)新株予約権の総数

200個を各事業年度にかかる定時株主総会の日から１年以内の日に当社の取締役を割当先として発行する場合の新株予約権の上限といたします。ただし、本総会終結の日以後において、上記(2)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものといたします。

(4)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額１円に付与株式数を乗じた金額といたします。

(6)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から10年間の範囲で当社取締役会が定める期間といたします。

(7)新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、下記②の場合を除き、新株予約権の割当日の翌日から３年間の期間は新株予約権を行使できないものとする。

②新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した場合に限り、①の規定にかかわらず、地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものといたします。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9)新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

(10)新株予約権のその他の内容

上記(2)から(9)の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

メ　　モ



・地下鉄堺筋線北浜駅、または堺筋本町駅より徒歩約10分